

■町民1人当たりの歳出内訳

議会費 8,036円 	総務費 68,574円 	民生費 127,202円 	衛生費 58,431円 	労働費 114円 	農林水産業費 31,208円 	商工費 4,089円 
土木費 57,837円 	消防費 64,349円 	教育費 47,651円 	災害復旧費 163円 	公債費 41,690円 	諸支出費 11,557円 	合計 520,901円 

■健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果ができました。

《健全化判断比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	一般会計などが実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合	6.7	25.0	35.0
④将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	-	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「-」で表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「-」で表示しています。

《資金不足比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合	-	20.0
浄化槽整備推進事業特別会計		-	20.0

※資金不足額がないため「-」で表示しています。

◆早期健全化基準とは？

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

◆財政再生基準とは？

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた地方公共団体は、財政再生団体として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

◆経営健全化基準とは？

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

■平成29年度特別会計決算

(単位：千円)

会計	収入済額	支出済額	差引
国民健康保険特別会計	1,477,678	1,431,335	46,343
後期高齢者医療特別会計	107,774	107,743	31
介護保険特別会計	1,252,477	1,202,558	49,919
介護保険サービス事業特別会計	261	261	0
浄化槽整備推進事業特別会計	73,219	57,571	15,648
文化・体育振興基金特別会計	4,616	4,117	499
水道事業会計(収益的収支)	169,522	153,622	15,900
水道事業会計(資本的収支)	43,864	103,808	☆▲59,944

☆水道事業会計(資本的収支)の不足する額は、損益勘定留保資金(※1)などで補填しています。

※1 収益的収支の費用のうち、現金の支出を必要としない費用(減価償却費など)を留保資金として資本的収支の財源に充てるものです。